

指定管理者評価シート

一 管理運営の状況

1 施設名	仙台市北部急患診療所																		
2 指定管理者	公益財団法人仙台市救急医療事業団																		
3 指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日																		
4 施設の利用状況	<p>《利用者数》 ・ 令和元年度 15,248人（前年度比96.2%） ・ 平成30年度 15,855人（前年度比101.9%） ・ 平成29年度 15,565人（前年度比95.6%）</p> <p>《事業》 ・ 仙台市北部急患診療所の管理運営</p>																		
5 収支の状況	<p>《費用》</p> <p>※同一の指定管理者が急患センター・北部急患診療所・夜間休日こども急病診療所の3施設を管理運営しているため、合算の費用・収入を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者に支払った費用 244,673千円 (229,039千円) ・ その他市が負担した費用 19,284千円 (25,233千円) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>内訳 :</td><td>急患センター</td><td>8,648千円</td></tr> <tr><td></td><td>北部急患診療所</td><td>9,507千円</td></tr> <tr><td></td><td>夜間休日こども急病診療所</td><td>1,129千円</td></tr> </table> <p>※指定管理者に支払った費用に使用料収入を足した額が事業費</p> <p>《収入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料収入 769,208千円 (783,497千円) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>内訳 :</td><td>急患センター</td><td>285,942千円</td></tr> <tr><td></td><td>北部急患診療所</td><td>183,614千円</td></tr> <tr><td></td><td>夜間休日こども急病診療所</td><td>299,652千円</td></tr> </table>	内訳 :	急患センター	8,648千円		北部急患診療所	9,507千円		夜間休日こども急病診療所	1,129千円	内訳 :	急患センター	285,942千円		北部急患診療所	183,614千円		夜間休日こども急病診療所	299,652千円
内訳 :	急患センター	8,648千円																	
	北部急患診療所	9,507千円																	
	夜間休日こども急病診療所	1,129千円																	
内訳 :	急患センター	285,942千円																	
	北部急患診療所	183,614千円																	
	夜間休日こども急病診療所	299,652千円																	
6 利用者の声	《実施状況》 年間を通じて利用者アンケートを実施しており、通年で利用者の声を聴取している。																		

二 管理運営に係る評価

(モニタリングシートの結果によって評価)

評価分野		所見	評価
I	総則	本市における急病患者の迅速な受療を援助するため、初期救急医療を提供し、併せて医療知識の普及を図り、地域住民の医療水準の向上と健康の維持増進に寄与するという施設の目的に沿った適切な運営が行われている。	18／21
II	施設の運営管理体制	研修に参加した職員が、伝達研修等により全職員に周知徹底を図っており、ローテーション勤務となる組織の体制上で、可能な限りの対応が見られる。職員の勤務体制や指定管理料の管理、事故防止対策に関しては、マニュアルの作成や帳票管理により必要な措置が講じられている。	29／30
III	施設・設備の維持管理	医療機器をはじめ建物・設備等の適切な保守点検・修繕及び清掃業務等の適切な実施により、利用者である初期救急患者への医療サービスの提供における安全の確保と快適な診療環境の整備が図られている。	24／24
IV	サービスの質の向上	苦情や要望については、個人が特定されない形で、原則、公表することが求められる。今年度より、利用者アンケートを通年で聴取することとなつたが、利用者の声の詳細内容について外部周知が十分とは言えないため、早急に取り組まれたい。	22／28
V	施設固有の基準	指定管理に関する協定書や仕様書のとおり救急医療体制整備のための業務が遂行されている。	2／2

三 評価総括

《指定管理者（公益財団法人仙台市救急医療事業団）による自己評価》

仙台市の初期救急医療を担う休日夜間診療所として必要な医療提供を行ってきた。医療提供体制の確保にあたっては、医師については各医会や医療機関等からの円滑な派遣が得られるよう、必要な連絡調整を図ってきた。医療技術職については、仙台市薬剤師会、急患センター放射線技師部会、仙台市夜間休日診療所臨床検査技師会からの派遣により、必要な体制確保を図ってきた。また、看護師については、看護業務の質の向上に向けて、研修の実施や必要な情報の共有に努めてきた。さらに、医事業務においては、診療報酬算定の適正化などにより診療所収入の確保に努めるとともに診療所の環境整備や適切な応対など患者サービスの向上を図ってきた。

今後も休日夜間診療所としての役割を果たせるよう、引き続き職員一丸となって努めていく。

《施設設置者（仙台市）による評価》

本診療所は、休日・夜間における初期救急の拠点施設として、年間365日の診療体制を市民へ提供しており、本市の初期救急医療体制の中心的役割を果たしていると評価できる。また、仙台市救急医療事業団は、全国的に医師、看護師等が不足する状況下において、仙台市医師会や東北大学病院の協力、更に仙台市救急医療事業団の専任医師の活用などにより、医師等医療スタッフの確保を図り、安定的な診療体制を構築していることについては、指定管理者として高く評価できる。

職員研修については、伝達研修を実施するなど、引き続き安心安全な医療の提供に取り組まれたい。また、より良いサービスの提供が出来るよう、アンケートにおける利用者の声の詳細内容について外部周知の徹底や接遇に関する研修やハラスメント対策の充実に取り組まれたい。

総合評価

A

四 その他特記事項

（上記評価項目の他に、指定管理者の優れた取組み等、特に記載すべき事項があれば記載する）

特記事項

◎ 評価担当課（施設所管課）：健康福祉局保健衛生部健康政策課